

給食費減額（欠席・欠食）の取り扱いについて

【給食費の減額】

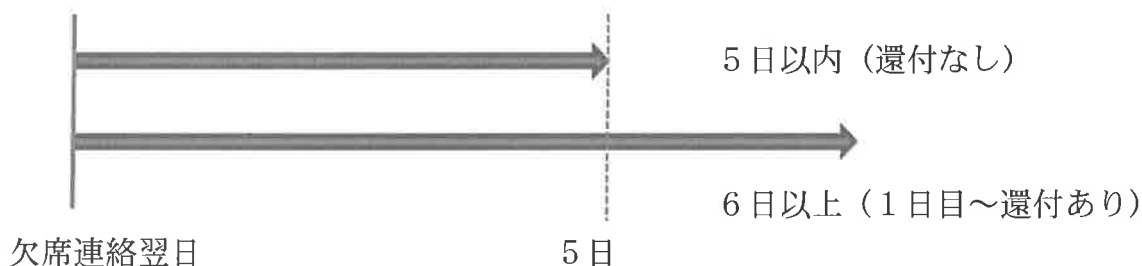
事前の届出に基づき停止された給食が、給食費減額（材料費を徴収しない）の対象になります。 事前の連絡・届出を忘れずをお願い致します。

【欠席届（病欠等）】

担任もしくは給食担当職員が届出します。欠席が6日以上（土日除く）に及ぶ場合は、欠席連絡の際に欠席期間をご相談ください。また、欠席期間（退院日等）が未定の場合でも、長期の欠席が見込まれる場合は給食停止を手配することができます。

※ 欠席連絡の翌日から、届出のある期間の給食停止を手配します。

※ 病気の回復等により、給食停止期間中に急遽出席が決まった場合でも当日からの給食提供が可能です。（予備食から準備します）



【欠食届（アレルギー対応）】

保護者の皆さまに届出をお願いしています。提出書類は担任もしくは、下記の担当へお問い合わせ下さい。本校において除去食（主食・おかず・牛乳のいずれかを停止）の必要を認めた場合に限り、届出のある該当食の停止を手配します。

※ 欠食が認められた翌日から、本校在学中の給食停止を手配します。

※ アレルギー等の改善がある場合はご連絡下さい。

※ おかずには、デザートも含まれます。

期限内での欠食届の提出をお願いします。

問い合わせ : 豊崎小学校 給食事務 橋本
TEL 840-6530